

北区若年がん患者在宅療養支援事業のご案内

北区では、40歳未満でがんの末期状態と診断された方が、ご自宅で安心して療養生活を送れるよう、在宅介護サービスや福祉用具の購入など在宅療養にかかる費用の一部を助成します。



対象となる方

以下のすべてにあてはまる方

北区に住民登録している
40歳未満の方

他の制度で同等の助成や
給付を受けることが
できない方

がんの末期状態と診断された方で
在宅生活の支援や介護が必要な方



支援の内容

次の①～⑤のサービス利用にかかった費用を助成します（上限額あり）

① 医師の意見書
の作成

② ケアプラン
の作成

③ 居宅サービスの
利用

④ 福祉用具
の貸与

⑤ 福祉用具
の購入

※20歳未満で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方が利用できるサービスは①②③



ご利用のイメージ

詳細は裏面または北区ホームページをご覧ください。



問い合わせ先・提出先

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

北区健康部健康政策課健康政策係（北区役所第一庁舎 1階5番窓口）

電話 03-3908-9016

北区ホームページ



ご利用と助成の流れ

北区の様式は右の二次元コードからダウンロードできます



1 利用の申請と決定

- かかりつけ医に、医師の意見書（北区の様式）を作成してもらいます。
- 利用申請書（北区の様式）と、医師の意見書を北区役所に提出してください。（郵送または持参）
- 申請内容を審査し、北区から利用決定通知書を郵送します。

2 サービスの利用

- 希望するサービスを行う介護事業所などに直接お申込みください。
- サービス利用料は、いったんご自身でお支払いください。
- 領収書、明細書類（サービスの内容・利用回数・金額が記載された書類）を必ず発行してもらってください。

3 助成金の請求

- 次の書類を北区役所に提出してください。（郵送または持参）
 - ・ 助成金請求書（北区の様式）
 - ・ 介護事業者が発行した領収書
 - ・ 介護事業者が発行した明細書類の写し
 - ・ 振込先口座が確認できるもの（通帳やキャッシュカード）

4 助成金の交付

- 審査後、北区から交付決定通知書を郵送します。助成金は指定口座にお振り込みします。
- 交付決定通知からお振込みまでは約2か月かかります。

助成対象となるサービスの種類と助成金額

生活保護受給者の助成割合は10割

サービスの種類	助成内容	助成割合	助成上限額
① 医師意見書作成	この事業の利用申請に必要な医師意見書の作成費用	10割	5,000円
② ケアプラン作成	ケアマネジャーがサービス利用計画の作成やサービスの利用調整を行った場合にかかる費用	10割	15,000円 初回25,000円
③ 居宅介護サービスの利用	- 訪問介護 - 訪問入浴介護 - 居宅療養管理指導 - 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 - 訪問看護 - 訪問リハビリテーション - 夜間対応型訪問介護	9割	月額 54,000円 生活保護受給者は 60,000円
④ 福祉用具貸与	- 手すり（工事を伴わないもの） - スロープ（工事を伴わないもの） - 歩行器 - 車椅子 - 特殊寝台 - 床ずれ防止用具 - 自動排泄処理装置 - 移動用リフト（つり具の部分を除く） - 歩行補助つえ - 車椅子付属品 - 特殊寝台付属品 - 体位変換器 - 徘徊感知機器		
⑤ 福祉用具購入	- 腰掛便座 - 入浴補助用具 - 自動排泄処理装置の交換可能部品 - 簡易浴槽 - 排尿予測支援機器 - 移動用リフトのつり具の部分	9割	年額 90,000円 生活保護受給者は 100,000円